

# 熱海市道路清掃業務委託特記仕様書

1. 適用範囲      これは上記業務委託の路面清掃車による清掃業務に適用する。
2. 業務箇所      熱海市が管理する主要路線。
3. 業務目的      本業務は、路面清掃及び、車道端に溜まった土砂塵埃等を清掃するもの。
4. 施工              請負業者は、作業現場の条件を考慮し一般交通及び公衆に迷惑を及ぼさないように安全かつ効率的に作業すること。
  - (1) 清掃作業にあたっては、関係法令を遵守して、十分な安全対策を講じて事故防止につとめること。
  - (2) 業務に従事する作業員は、清掃業務に熟練かつ堪能な者があたるものとする。
  - (3) 締め固まった土砂及び粗大塵埃等清掃の支障となるような道路上の障害物の除去はあらかじめおこなうこと。
  - (4) 清掃中、埃がたたないよう注意をすること。
  - (5) 清掃時において、道路工事等通行規制のある区間においては、その箇所の清掃を後日に改めること。
  - (6) このほか、作業に起因するか否かにかかわらず、一般交通の通行に支障のある道路の異常を発見した際は、直ちに監督員に報告し、その処置を求めること。
5. 特記事項      (1) 清掃作業日については、監督員の指示に従うこと。また、施工区間については、そのつど監督員と協議して作業日報を提出するものとする。
  - (2) 月ごとに完了届を提出し月精算とする。
  - (3) 委託期間中において、全10回の作業を基本とし、この実施計画については監督員の指示に従うこと。
6. その他              特記仕様書に明記ない事項は、契約約款によるほか、協議するものとする。